

1 調査の名称

手すき和紙機械すき和紙生産者調査

2 調査の目的

本調査は高知県内における手すき和紙及び機械すき和紙の生産量や和紙原料の使用状況等を把握し、土佐和紙の振興を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

高知県全域

(2) 属性的範囲

【調査票1（手すき紙生産実態調査票）】

日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」のうち、細分類「手すき和紙製造業」に属する事業所

【調査票2（機械すき紙生産実態調査票）】

日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」のうち、細分類「機械すき和紙製造業」に属し、懸垂式短網抄紙機を使用する企業

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数

【調査票1（手すき紙生産実態調査票）】：約20事業所

【調査票2（機械すき紙生産実態調査票）】：約10企業

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

高知県の作成した手すき和紙及び機械すき和紙工場名簿のリストによる

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

【調査票1（手すき紙生産実態調査票）】

①生産及び出荷実績

②従業者の状況

③原料の状況

④在庫量

【調査票2（機械すき紙生産実態調査票）】

①生産実績及び出荷実績

②原材料の状況

③原材料購入希望量

(本調査には意識等に関する事項も含まれる、詳細は調査票を参照)

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の前年の1年間(1～12月)

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

高知県一報告者

(2) 調査方法(□調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 ■その他(職員及び電話))

高知県の職員が報告者を直接訪問、又は電話し、調査票を基に聞き取りを行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年4月上旬～5月下旬

ただし、新型コロナウイルス感染症流行拡大の影響により、令和2年度調査のみ、令和2年9月上旬～10月下旬の実施とする。